



期 間	項 目	正規納付額	高等教育の修学支援新制度 授業料等の減免		
			I 区分減免額	II 区分減免額	III 区分減免額
前期学費 (5月に納付書送付)	授業料	413,000	350,000	233,400	116,700
	施設設備費	97,500	—	—	—
	合 計	510,500	350,000	233,400	116,700
後期学費 (10月に納付書送付)	授業料	413,000	350,000	233,300	116,700
	施設設備費	97,500	—	—	—
	合 計	510,500	350,000	233,300	116,700
年 額		1,021,000	700,000	466,700	233,400

(注1) 上記以外に諸費(自治会費・父母の会費・同窓会費)を前期学費納付時に代理徴収しています。  
金額は20,500円です。

(注2) 実験・実習科目を履修する際は、実験・実習費一覧表にある該当科目の費用が別途必要になります。  
(<https://www.konan-u.ac.jp/life/expenses/pdf/jikken-hiyou.pdf>)

(注3) 高等教育の修学支援新制度の適用者は、正規納付額から区分に応じた額が**減免**されます。  
なお、減免区分は変更されることがあり、上表は年間を通して同一区分の場合の減免額です。